

ご好評につき追加開催が決まりました！

平成 31 年 2 月 吉日

顧問先様各位

働き方改革関連法案セミナー開催のお知らせ

「年 5 日、年次有給休暇の確実な取得義務化が始まります！」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

いよいよ、働き方改革関連法の施行日が近づいて参りました。今回の改正は、昭和 2 2 年に労働基準法が成立して以来の大規模な改正と言われております。

今回、特に対応が急務な『年次有給休暇の確実な取得義務化について』をテーマに、改正のポイントと実務対応のセミナーを下記要領で開催いたします。当日は、作成が義務づけられた年次有給休暇管理簿の雛形もご紹介いたします。業務多忙の折、誠に恐縮とは存じますが、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成 31 年 3 月 12 日 (火) 14:00~15:30 受付開始は 13:30
2. 会 場 社会保険労務士法人杉浦会 会議室
浜松市中区曳馬 4-13-17 TEL (053) 469-1000 (無料駐車場有り)
※遠州鉄道曳馬駅下車 徒歩 3 分
3. テー マ 『働き方改革関連法案～年次有給休暇の確実な取得義務化について～』
4. 講 師 社会保険労務士法人杉浦会 内山広也 (社会保険労務士)
5. 参加会費 無料 ※参加者特典：年次有給休暇管理簿の雛形を差し上げます
6. 定 員 18 名 (先着順)
7. お申込み 下記にご記入のうえ FAX 又は E メールでお申し込みください。

FAX: (053)469-1111 又は Eメール: info@sugiura.net

働き方改革関連法案セミナー 受講申込書

〒 所在地	受講者	
事業所名	電 話 ()	—

※ 1 事業所 2 名様まで受講できます。

※ 受講券は発行しません。セミナーにこの申込書をご持参いただき、受付に提示してください。

※ 上記の個人情報は、本セミナー受講者の管理以外では使用しません。



社会保険労務士法人 杉浦会

〒430-0901 浜松市中区曳馬 4-13-17

TEL(053)469-1000 FAX(053)469-1111

杉浦会

検索